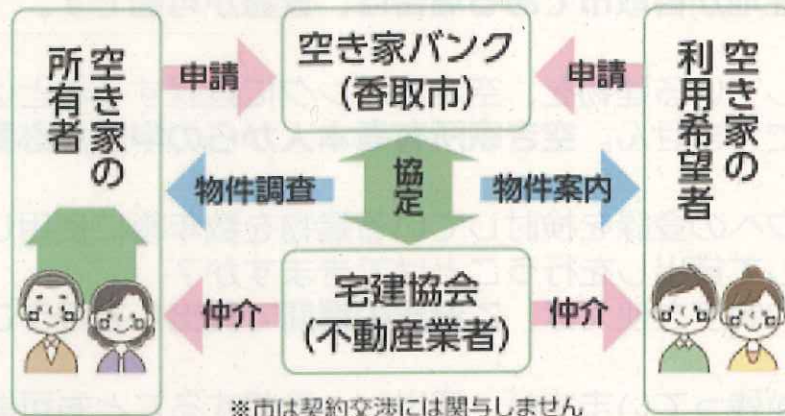


お持ちの空き家を有効活用しませんか？

【空き家バンクとは】

香取市内にある空き家の有効活用を目的として、住まなくなった空き家を貸したい・売りたいと考えている所有者と、空き家利用希望者との橋渡しを行う制度です。



空き家をお持ちの方で、**売買や賃貸による利活用をご希望**の次のような方は、**香取市都市整備課**までご連絡ください。

- ・ 適正に管理され、すぐにでも入居可能な空き家を所有
- ・ 多少の修繕は必要だが、まだ健在の空き家を所有
- ・ 将来的には利用したいが、それまでは貸し出したい方
- ・ 土地、建物の所有者全員の承諾が得られている

空き家をお持ちで気になる方は、**お気軽にご相談ください。**

問合せ先：都市整備課 TEL：0478-50-1214

不動産相談会を毎月開催しています。

空き家バンクで香取市と協定を結んでいる、宅建協会北総支部が主催する、「**不動産お困りごと相談会**」が毎月開催となりました。所有の空家等のお悩みやお困りごとなど、様々な相談を受け付けています。是非、ご活用ください。

日時：毎月第3日曜日、11時～15時（要予約）

場所：市内の公民館等

※詳細については広報かとり又は市のホームページをご確認ください。



問合せ先：宅建協会北総支部 藤森 TEL：0478-75-2147

Q 1 : 空き家の共有者が他にいる場合でも、空き家バンクに登録はできますか？

A : 空き家の**共有者全員から同意が得られた場合は、登録が可能**です。

Q 2 : 香取市に住民登録がなくても、空き家バンクに登録することはできますか？

A : 空き家の**所在地が香取市である場合は、登録が可能**です。

Q 3 : 両親の所有している建物を、空き家バンクに登録することはできますか？

A : 原則としてできません。**空き家所有者本人からの申請が必要です**。

Q 4 : 空き家バンクへの登録を検討している建物を数年後に使用したいのですが、期間を限定して貸出しを行うことはできますか？

A : 定期借家契約制度を使えば、**ご希望の期間で貸出しを行うことが可能**です。

Q 5 : 建物に家財が残っていますが、貸出し・売却することも可能ですか？

A : 利用希望者の意向によって異なります。**原則、家財や電化製品などを建物に残さないようにお願いしています**。

Q 6 : 物件の交渉・契約について、香取市が仲介してくれるのですか？

A : **香取市は交渉・契約には直接関与しないため、仲介も行いません**。

当事者間で行う方法または千葉県宅建協会北総支部に加入する宅建業者の仲介で行う方法のどちらかを選択していただきます。

Q 7 : 空き家バンクへの登録に、登録料や仲介手数料などの費用はかかりますか？

A : **登録は無料**です。しかし、宅建業者を介して、売買・賃貸契約が成立した場合には、仲介手数料が発生いたします。

**築年数が経過していても、物件状態によっては登録可能です。
少しでも興味が湧いたら、まずは香取市までご相談ください。**



お問合せ先

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

香取市役所 建設水道部 都市整備課

TEL : 0478-50-1214

FAX : 0478-54-7654

E-mail : toshi2@city.katori.lg.jp

ホームページについては、『香取市 空き家バンク』で検索!!
香取市空き家バンク : http://www.akiya-navi.com/katori_akiya_bank/
市ホームページ : <http://www.city.katori.lg.jp/living/sumai/kaisetsu.html/>

